

原産地証明書発給手続きと義務

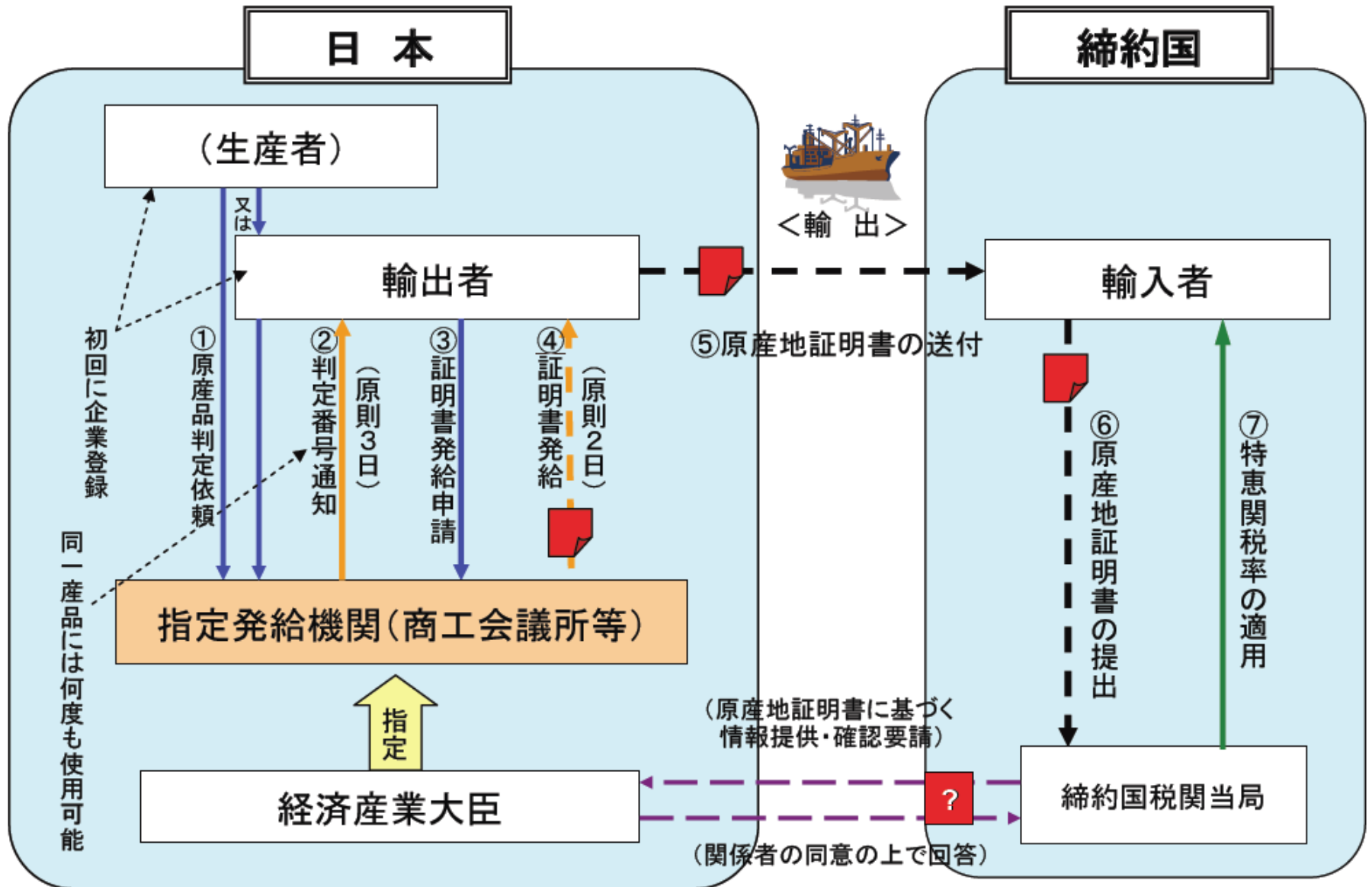
原産地証明書発給手続き



原産地証明書の種類と内容

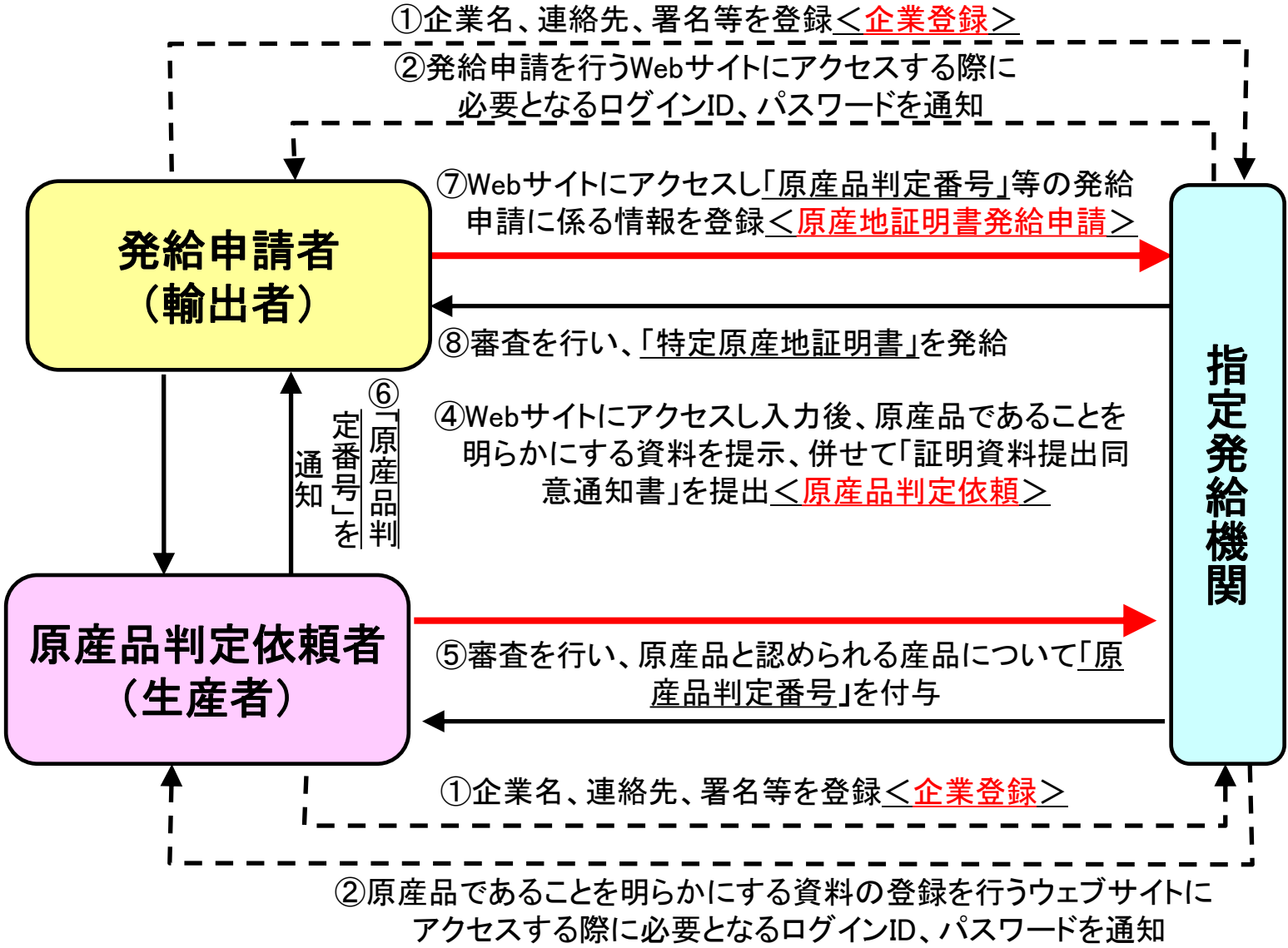
	内容	用途・根拠協定/法律など
一般原産地証明書	<p>原産地証明書発給の要請:</p> <p>(1) 輸入国の法律・規則に基づく要請</p> <p>(2) 契約や信用状の指定</p> <p>ただし、記載事項はあくまで発給機関の定める発給規則に基づいて作成される。契約およびL/C条件が発給規則に矛盾しないように注意必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関税手続きの簡素化に関する国際条約(ジュネーブ条約、1923年11月3日署名) 原産地の認定基準 関税法基本通達(68-3-5)
GSP用原産地証明書 (Form A)	<p>発展途上国・地域が供与を希望し、先進13カ国と地域がその供与を適当であると認めた一般特惠関税適用の条件の一つとして輸入国での輸入申告に必要。LDC特別特惠関税要も同じForm A</p>	<ul style="list-style-type: none"> Decision of the GATT contracting parties of 28 November, 1979, entitled "Differential and more favorable treatment, reciprocity and fuller participation of developing countries" 関税暫定措置法 特惠関税等
特定原産地証明書	<p>2カ国・地域のFTAの特定特惠関税適用の条件の一つとして輸入締約国の輸入申告に必要</p>	<p>2カ国・地域間自由貿易協定・経済連携: シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル</p>

経済連携協定(EPA)原産地証明書発給の基本的フロー



出典: 経済産業省ウェブサイト「(概要資料)原産地規則とは」より一部抜粋

原産地証明書申請から発給手続きの流れ



出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

企業登録

日本タイ協定の場合

企業登録申請に必要なとなるデータ

企業の場合：

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内のもの)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書 (オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

個人の場合：

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書
(双方共に発行日から3カ月以内のもの)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

原産品判定依頼

日本タイ協定の場合

原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名（英文・和文）、所在地（英文・和文）、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
 - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
 - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
 - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
 - ①付加価値基準 ②関税分類変更基準 ③加工工程基準
 - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

原産品判定依頼のオンライン入力画面

③HSコード／原産品判定対象の輸出品名（英文）の入力、原産品判定基準の選択

各経済連携協定に基づき、原産品であるか否か（物品の国籍）を決定するためのルール、証明書への記載すべき内容が異なります。各協定における「留意事項」は70～75ページを確認してください。

■関税分類番号 (tariff classification number) 及び 原産品名 (Description good(s))
原産品判定の対象となる原産品名を英文で記載してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSの品名に実質的に同一となるよう記載してください。
※この表記は、原産地証明書のField4: Description of goods に反映されます。
※ブランド名や商品コードの記載のみでは証明できません。具体的な一般的な商品名を記載してください。
※関税分類番号 (HSコード) は、輸入時のものを使用してください。また、2022年1月1日に改正されたものを使用してください。

(1) 原産品判定を行う輸出品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード (6桁)	原産品判定対象の輸出品名 (英文)
<input type="text"/>	<input type="text"/>

HSコードを入力（半角、6桁）。
入力後、輸出する原産品名（英文）
を入力してください

■特惠基準 (Preference criterion)

協定に基づき、輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれか少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。

※特惠基準を選択してください。

(2) 原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> A	日本国内で完全に採られ又は生産される産品 (協定第4章第2.9条(a))
<input type="radio"/> B	日本国内において原材料のみから完全に生産される産品 (協定第4章第2.9条(b))
<input type="radio"/> C	日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される産品で、高目加算率規則 (加付書一) の要件を全て満たすもの (協定第4章第2.9条(c))
<input type="radio"/> D	日本国内において非原産材料が使用される産品 (HSコードを除外) で、当該材料の関税分類が行われず、かつ協定第4章第2.9条(d)の要件を満たす産品である。

判定区分がAの場合、これ
以上の入力は不要です。

(3) (2) のC又はDを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> 1	付加価値基準 (VA)
<input type="radio"/> 2	関税番号変更基準 (CTO)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準 (SP)
<input type="radio"/> 4	付加価値基準 (VA) + 関税番号変更基準 (CTO)

D基準はチリ協定のみ

原産品判定基準を選択

B、C、Dを
選択した場合、
原産品判定基準
の入力が必要

■その他の事項

該当する項目があれば選択してください。

※該当するものがない場合は、「該当なし」を選択してください。

(4) (3) の判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定規定
<input type="checkbox"/> 兼	以下の規定を使用しない
<input type="checkbox"/> 1	最少 (0%) (協定第4章第3.2条及び付加価値二の規定による最少の非原産材料を使用)
<input type="checkbox"/> 2	累積 (ACI) (協定第4章第3.3条による材料を使用する場合)
<input type="checkbox"/> 3	代替性のある産品及び材料 (9%) (協定第4章第3.4条による産品及び材料を使用する場合)

その他の規定を選択

本ページは、原産品判定以外の目的で使用することなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間、発給機関に保存されます。

※入力した判定依頼内容を再度確認し、
「判定依頼」をクリックしてください

キャンセル 保存 判定依頼

原産地証明書発給申請

日本タイ協定の場合

原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- (1) 発給申請者に係る情報(企業名、住所、電話番号等)
- (2) 輸入者に係る情報
- (3) 原産品判定番号
- (4) 貨物運送詳細 積込日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)
- (5) 仕入書(インボイス)記載事項
品名、数量・単位、仕入書番号(Invoice Number)、仕入書日付(Invoice Date)、Marks and numbers、Number and kind of package、仕入書作成者名(英文)、仕入書作成者住所(英文)
- (6) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

特定原産地証明書記載内容 日本タイ協定の場合

原産地規則の概要

財務省関税局業務課編

http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/gaiyou/thailand/setsumeikai_gensanchi.pdf

日タイ経済連携協定 原産地規則の概要



平成19年11月
(平成20年7月：一部改訂)
財務省関税局業務課

タイ協定原産地証明書の記入要領／出典：税関
http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/gaiyou/thailand/kisaiyouryou.pdf

財務省関税局業務課

タイ協定原産地証明書の記入要領

原産地証明書は、**英語**で記入すること。

<p>1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) 輸出者の名称・住所・国名</p> <p>輸入時のインボイスが第三国の者により発行される場合、第三国で発行される旨及び発行書の正式な名称・住所も記入。</p>		<p>Reference No. AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND (country)</p> <p>再発給された原産地証明書の有効期間は、オリジナルの原産地証明書の有効期間の残余の期間</p>	
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) 輸入者（又は荷受人）の名称・住所・国名</p>		<p>3. Means of transport and route (as far as known) 輸送の手段及び経路（分かる範囲で） 積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p>	
<p>4. For official use 公用欄 運及発給の場合「ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is ... (date)」 再発給の場合「DUPLICATE, date of issuance and reference number of original C/O are ... (date), ... (reference number)」と、タイの発給当局が記入。</p>		<p>5. Origin criterion (see Notes Overleaf) 原産地基準 WO、PE、PSのいずれかを必ず記入</p>	
<p>6. Item number 項目番号</p>	<p>7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 包装の個数及び種類、品名、HS番号</p> <p>2002年版HSの6桁番号</p> <p>品名は、産品のインボイス品名と、実質的に同一でなければならない。可能な場合にはHSの品名とも実質的に同一のものになるようにする。</p> <p>完全生産品はWO、原産材料から生産される産品はPE、品目別規則を満たす産品はPSと記載される。</p> <p>協定第29条第1項(a)から(c)までの適用</p>	<p>8. Gross weight or other quantity 総重量その他の数量</p> <p>インボイスの番号及び日付</p> <p>○原則として日本での輸入申告に使用されるインボイスの番号及び日付。 このインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスの番号及び日付付。 原産地証明書発給時点で、第三国インボイスの番号が不明な場合には、輸出国で発行されたインボイスの番号及び日付付</p>	<p>9. Gross weight or other quantity 総重量その他の数量</p> <p>インボイスの番号及び日付</p> <p>○原則として日本での輸入申告に使用されるインボイスの番号及び日付。 このインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスの番号及び日付付。 原産地証明書発給時点で、第三国インボイスの番号が不明な場合には、輸出国で発行されたインボイスの番号及び日付付</p>
<p>11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct, that all the goods were produced in THAILAND and that they comply with the origin requirement specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (including country).</p> <p>輸出者（又は代理人）が記入。 - 証明書の申請の日付 - 署名（自署又は署名の形状の印字）</p>		<p>12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。 - 日付 - 押印 - 署名（自署又は署名の形状の印字）</p> <p>ゴム印は不可</p>	

(注) ここに掲げた記入要領は、日タイ経済連携協定・運用上の手続規則における関連規定の一部を利便性の観点から仮に訳出したものです。運用上の手続規則の**厳密な情報は即座に元の原文(英文)によることとなる点**にご留意願います。

特定原産地証明書 日本タイ協定の場合

日本商工会議所
「特定原産地証明書発給申請マニュアル」107頁
日タイ協定用特定原産地証明書留意事項
<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>

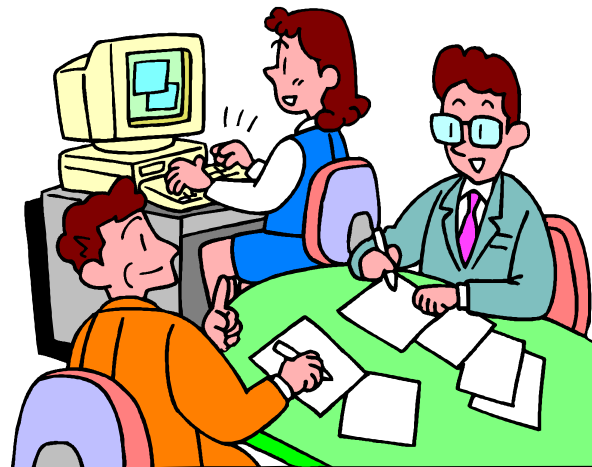
タイ向け
特定原産地証明書
留意事項

<日タイ協定> 特定原産地証明書の留意事項

1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文化称、住所、国名)	Reference No. (証明書番号)	Number of page (ページ数) /
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) タイの輸入者 (英文化称、住所、国名)	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※積込基準を満たしている必要あり (日本 → タイ)		
4. Item number (as necessary); Mark and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の種類および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特許な品名> 熟成チキンワインおよびタイの熟成酒: 特定の品目および製造証明書の番号を入力 <アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された記号、登録番号、登録品名 第7類、第16類、第18類~20類の産品: アセアン第三国で収穫された材料名、国名 第61類、第62類の産品: タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業者、国名 Mark and numbers (ケースマーク: 商印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で500文字以内 (制約文字内で主要項目を入力)、自動的に実行されるため 実行ボタンは使用不可。300文字以内の場合には証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages: (梱装) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制約文字内で主要項目を入力)、自動的に実行されるため 実行ボタンは使用不可。150文字以内の場合には証明書プレビューで確認してください		
5. Remarks: (欄5) 備考 (国境発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文書。当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (発給地の場合) 発給地の証明書が無効になった文書。発給地別の証明書の発給および番号が自動印字	6. Preference criterion (欄6) 特恵基準 △産品 (WO) (完全生産品) ①産品 (PE) (原料材料のみから生産される産品) ②産品 (PS) (最終原料を調らず産品) <積込規定> 運出 (DM) 熟成 (ACU)	7. Invoice number and date (欄7) 原簿または原簿 <印刷方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ②日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ③第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ④第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不適合場合は日本の輸出者発行の①②③の番号と日付
9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣言 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan. Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務場所所在地、日付は発給申請日 Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name (printed): _____ Company: _____	10. Certification: (欄10) 認証 (関工会議所使用用) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ ※場所は交付事務場所所在地、日付は承認日 ※関工会議所専用サイン Signature: _____	



申請者の義務



原産品判定と原産地証明書発給費用

日本タイEPAの場合

1. 発給手数料 = ① 基本料 + ②加算額

① 基本料: 2,000円/発給申請1件

② 加算額: 「証明書記載産品数」 × 「加算単価」
加算単価 = 500円/1品 ⇒ 50円/1品

(注: 証明書記載産品の原産品判定番号を当該申請者が使用した回数が20回を超えた場合)

2. 金型・金型部品の場合(金型1種類の場合)

方式: ①基本料(2,000円/発給申請1件) + ②加算量(証明書記載産品数 × 加算単価)

計算:

A) ①2,000円 + ②500円

(原産品判定番号を当該申請者が使用した回数が20回以下の場合) × 1

B) ①2,000円 + ②50円

(原産品判定番号を当該申請者が使用した回数が20回を超える場合) × 1

証明書発給などにかかる罰則

日本タイEPAの場合

原産地証明法に基づく罰則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書または虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかった事の通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

○書類の保存(原産地証明法第7条)がない ○原産品確認への対応で期限までに回答がない場合、または回答が不十分な場合	原産品確認手続が円滑に対応できず最終的には <b style="color: red;">特惠関税否認 の可能性
○証明書受給者、特定証明資料提出者の報告要請・実地検査の同意拒否	A) <b style="color: red;">証明書発給決定取消 の可能性 B) <b style="color: red;">相手国の当局への発給取消通報

- 注1 証明書発給が取り消された場合、当該原産地証明書を所持する証明書受給者は遅滞なく、その証明書を経済産業大臣に返納しなければならない。
2. 特惠の適用を目的として原産地証明書を偽造した場合は、刑法155条の公文書偽造に該当し1年以上10年以下の懲役の対象になる。

特定原産地証明書発給申請マニュアル

申請先は日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>

特定原産地証明書発給申請マニュアル

＝ 経済連携協定共通 ＝

【二国間経済連携協定】 (国名50音順)

(対象国)

インド、インドネシア、オーストラリア、スイス、タイ、チリ、
フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、
メキシコ

【多国間経済連携協定】

(対象地域) アセアン

<発効年月日>

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日
日チリ協定	2007年 9月 3日
日タイ協定	2007年 11月 1日
日インドネシア協定	2008年 7月 1日
日ブルネイ協定	2008年 7月 31日
日アセアン協定	2008年 12月 1日
日フィリピン協定	2008年 12月 11日
日スイス協定	2009年 9月 1日
日ベトナム協定	2009年 10月 1日
日インド協定	2011年 8月 1日
日ペルー協定	2012年 3月 1日
日オーストラリア協定	2015年 1月 15日

平成27年10月

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室 監修

日本商工会議所

特定原産地証明書の取得や EPA 活用に関するお問合せ先

- ・日本商工会議所は、経済産業大臣から経済連携協定（EPA）に係る特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関としての指定を受けています。
- ・EPA全般に関するお問合わせ（ビジネス相談含）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）まで、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。
- ・特定原産地証明書発給については、日商国際部および日商事務所までご連絡ください。

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所 (札幌商工会議所内)	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所 (仙台商工会議所内)	TEL：022-265-8126
	○	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL：0765-52-0242
	○	金沢事務所 (金沢商工会議所内)	TEL：076-263-1161
	○	千葉事務所 (千葉商工会議所内)	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所 (東京商工会議所内)	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所 (横浜商工会議所内)	TEL：045-671-7406
	○	浜松事務所 (浜松商工会議所内)	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所 (静岡商工会議所内)	TEL：054-353-3401
	○	富士事務所 (富士商工会議所内)	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所 (名古屋商工会議所内)	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内)	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所 (豊川商工会議所内)	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所 (四日市商工会議所内)	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所 (福井商工会議所内)	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所 (京都商工会議所内)	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所 (大阪商工会議所内)	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所 (神戸商工会議所内)	TEL：078-303-5806
	○	岡山事務所 (岡山商工会議所内)	TEL：086-232-2266
	○	広島事務所 (広島商工会議所内)	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所 (福山商工会議所内)	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所 (高松商工会議所内)	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所 (福岡商工会議所内)	TEL：092-441-1114
○	○	北九州事務所 (北九州商工会議所内)	TEL：093-541-0185

<EPA 関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室 (※認定輸出者制度含む)	TEL：03-3501-0539
---------------------------	------------------